

令和3年度
(2021年度)

市民生活部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①来庁者の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供
- ②新型コロナウイルス感染防止に対して、窓口の適切な管理
- ③新型コロナウイルス感染症により、市税や保険料を一時に納付できなくなった方に対する徴収猶予など、状況に応じた納付の確保、ひとり親世帯等への給付金等の支援
- ④新型コロナウイルス感染症により生じる消費者被害の未然防止

<部の構成>

市民室
国民健康保険室
年金児童手当課
医療助成課
税務室市民税課
税務室資産税課
税務室納税課
税務室債権回収課
消費生活センター

<主な担当事務>

- (1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関すること。
- (2)番号法に基づく個人番号の付番及び個人番号カードの交付等に関すること。
- (3)国民健康保険に関すること。
- (4)後期高齢者医療に関すること。
- (5)国民年金に関すること。
- (6)児童の扶養に係る手当に関すること。
- (7)医療助成に関すること。
- (8)市税に関すること。
- (9)税外債権に関すること。
- (10)消費生活に関すること。

具体的な取り組み：マイナンバーカードの普及促進

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、国はマイナンバーカードの普及を推進し、マイナンバーカードを利用したマイナポイントによる国の消費活性化策も半年延長されました。本市においても引き続き、第4日曜日以外の臨時開庁や平日のマイナンバーカードを交付する窓口の時間延長、また申請時において申請用写真の無料撮影を行うなど、マイナンバーカードの円滑な取得、更新に取り組めます。

具体的な取り組み：本人通知制度の活用を含めた証明交付事業の適正な運用の促進

住民票の写しや戸籍謄本等は第三者でも取得できることから不正請求や不正取得の抑止を目的として、その事実を本人に通知する制度を実施しているところです。利用者の拡大を目指し、昨年度の取り組みに加え、新たに市民室で使用する封筒に制度の紹介を記載します。

具体的な取り組み：新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う低所得の子育て世帯への支援

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援の観点から、国による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、児童一人当たり一律5万円を支給します。

具体的な取り組み：国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険料の収納率 94.0%を目標に収納率向上の取り組みを進めます。具体的には、スマートフォンを活用した決済システムに加え、令和3年4月から PayPay 請求書払いによる納付方法を導入し利便性の向上に努めます。また、携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用した納付催告の検証を行い、効果的な収納業務の推進を図るとともに、きめ細やかな納付相談を実施します。また、口座振替が納付忘れの防止に有効であることから、納付書払いから口座振替に変更された方に 1,000 円相当の Q U O カードを進呈する事業を行います。

具体的な取り組み：償却資産にかかる未課税物件調査の拡充

固定資産課税台帳や他部門（他部署）からのデータ等を活用して、課税対象となる事業者を抽出し適正な課税と税収の確保に努めます。

具体的な取り組み：市税収入の確保

市税収入については、令和2年度では、新型コロナウイルス感染症による経済の低迷、それに伴う事業所及び個人の担税力の低下により、厳しい徴収環境となりましたが、その状況下において、納税者の事情等を考慮しながらも公平かつ公正な徴収を行うことが出来ました。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、納税環境が厳しい納税者には、換価の猶予申請を勧奨するなど、状況に応じた納付確保を行います。

また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを充実させていくことで市税収入確保に努めるとともに、徴収猶予特例制度の許可者には納付期限の到来を周知し、引き続き、納税環境が厳しい場合には、柔軟かつ適切な対応に努めます。

具体的な取り組み：債権の管理・回収等に係る知識・事務手続に係る研修等の実施

市債権管理及び回収に関する条例に沿った適正で効率的な事務処理を行うために、市民生活部所属の弁護士職員を有効に活用し、リーガル研修など債権の管理・回収等に係る知識・事務手続に係る研修等を実施することにより、市全体の徴収職員の人材育成に取り組みます。

具体的な取り組み：消費者被害対策の推進

2022年4月の成年年齢引き下げを見据えた消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへご相談していただけるよう、市内各所での PR 活動等を通じ、当センターの周知に努めます。あわせて、高齢相談者等への取組みを強化するため、「消費者安全確保地域協議会」の構成機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期解決に繋がります。